

(補足)

自動販売機設置事業者募集要項「17 貸付料の納付」について、各年度の貸付料は、当該年度の自動販売機の売上代金（税込）に落札料率を乗じた金額となります。なお、建物については、算出された額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額となります。